

序

発刊にあたって

戦後、労務管理の近代化のため、労働諸法令が矢継早に制定され、当時その対応に戸惑った中小企業のために自然発生的に労務管理士と称する労務の世話役が巷に現れ、やがてこれが協会組織を持つに至ったのが二十余年前のことでありました。

爾来、社会的需要の増大とともにその数を増し、組織も全国的に拡がり、昭和三十八年には社団法人日本労務管理士協会（昭和四十六年に社団法人日本社会保険労務士会連合会と改組）に発展しました。

一方、社会保険業務も複雑多岐となり、昭和四十二年にその専門家の全国組織として社団法人日本社会保険士会（昭和四十六年に社団法人日本社会保険労務士会と改称）が生まれたのであります。

その後、十年前の昭和四十三年に労務管理士と社会保険士の身分法として社会保険労務士法が制定され、さらにそれから八年を経た昭和五十一年九月、社会保険労務士多年の念願であった前記二団体の合併が果たされ、社団法人全国社会保険労務士会の誕生をみました。そして、これを機に社会保険労務士法改正の機運が急激にたかまり、本年五月第八十四回通常国会において待望の法改正が短期間のうちに与野党一致で可決成立をみたのであります。ここに至るまでの道程はまことに長く、社会保険労務士界の変遷の跡を顧みますと、まことに感慨深いものがあります。

さて遡って、最初に法制化を試みたのは、私がまだ労働省にいた昭和三十三年頃でしたが、当時はなお機が熟せずひとまず断念しました。その後、昭和三十八年春、私が社団法人労務管理協会会長に就任したときから、再び速かに法制化を実現しようと考えたのです。それは一つには、数が増え社会的に重要な業務にあたっているに

もかかわらず、玉石混淆で、中には信用し難い者も無しとしない状況でしたので、その資質を高めて社会的信頼を得るには、資格を公的に認める身分法を持つ必要が痛感されたこと。いま一つは、労務管理業務には関係官庁に提出する書類の作成が当然伴うわけですが、これが行政書士法に違反するというのです。そこで、使命も業務の形態も全く異なる労務管理士としては、どうしても別個の根拠法を持つ必要があつたわけです。

しかし、厚生、労働両省の共管であり他の関係団体との調整も困難が予想されましたので、議員提案で願ひすることになりましたが、当時国会の社会労働委員会では、審議の紛糾が続ぎ、われわれの法案提出の機会が見出せずついに三年越しになってしまいました。

その間法案の名称も「公認労務士法」から「社会保険労務士法」となりましたが、何んとしても法制化を実現しておきたかつたので、内容的にも関係士業界ときわめて大幅な妥協を余儀なくされました。そのため他士業との業務範囲に明確さを欠き、さらに他の士業法にあるような法定団体の規定を欠くとともに、士業に例のない免許制を採るなど不満足な点を多く残したのであります。そこで、その後これらの点につき法改正を企図し、国会の先生方や厚生、労働両省に訴えてきたのであります。

而して十年後、法改正の実現をみたのですが、このたびは一万七千余の会員のご協力により、まことにスムーズに成立し、これにより法定団体の設立、事務代行制の実施および関係行政機関への協力等が認められ、社会保険労務士制度発展への基礎が確立したのであります。改正法は本年九月一日より施行になり、各都道府県では法定団体としての新しい社会保険労務士会が設立され、さらに中央においても法律にもとづく全国社会保険労務士会連合会が設立の運びとなりましたことは、喜ばしい限りであります。

しかしながら、今回の法改正にあたって、国会の諸先生方の深いご理解ならびに労働省および社会保険庁の大変なお骨折にもかかわらず、免許制から登録制への移行および他の士業との業務範囲の調整などの課題が残されました。もつとも、これらについては衆参両院において、できるだけ早い機会に解決すべき旨の特別決議ならび

に附帯決議がなされていますので、われわれは一日も早くこの宿題を片付けねばなりません。

申すまでもなく、社会保険労務士業務の守備範囲はきわめて広く、かつ日進月歩関係法令が改正され、いよいよ複雑化し専門化が進んでいますので、社会保険労務士の能力と資質を如何に高めて行くかが、今後の最も大きな課題だと存じます。

最近のわが国の経済および社会の諸情勢は、雇用不安、さらには急速な人口高齢化を迎えてまことに厳しいものがあります。このような重要な時期にあたり、われわれは懸案の速やかな解決と社会保険労務士制度の確立をはかり、社会の期待に応えるとともに、関係行政機関の外延としての機能を十分に果たさねばならないと存じます。

このたび社会保険労務士法の施行十周年にあたり、社会保険労務士制度の歴史を振りかえり、今後の発展の資とするため本書を刊行することにいたしました。この機会に改めて国会、官庁はじめ関係の方々との永い間の指導とご支援に深く感謝申し上げますとともに、今後一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

昭和五十三年十一月

社団法人全国社会保険労務士会

会 長 中 西 實